

全天候型こどもの遊び場の設置及び管理に関する条例（案）の概要

1 こどもの遊び場設置の目的

天候や季節に左右されず、こどもが安全・安心に多様な遊び・学び・交流を体験できる屋内拠点を整備・運営し、心身の健やかな成長を継続的に支援する。併せて、子育て家庭の負担軽減と地域の子育て環境の向上を図り、誰もが利用しやすい「こどもの居場所」を提供する。

2 こどもの遊び場設置の背景

- ・市長公約実現に向けたロードマップ（工程表）に掲げる、「全天候型で子どもが過ごせる施設（インクルーシブ公園）の整備」に該当。
- ・イオンモール（株）との包括連携協定に基づく協働事業。
- ・子育て世帯の転入等により、児童人口が増加傾向にあり、既存の子育て支援施設のみでは子育て世帯のニーズに対応しきれていない。
- ・印西市こども計画策定時（R6）の子育て世帯のアンケート結果より、雨の日や真夏でも遊べる、学べる行政施設の要望が多数あり、屋内の居場所の需要が増加している。
- ・上記を踏まえ、印西市こども計画に掲げる「多様な遊び・体験」「学び・創造性」「地域の子育て力」を日常的に実装する拠点として、全天候型（屋内型）のこどもの遊び場の整備を検討してきた。

3 整備方法

- ・公民連携による手法。
- ・整備予定地はイオンモール千葉ニュータウン GS 棟 2 階。（別紙図面参照）
- ・整備はイオンモール（株）が実施し、市が公の施設として指定し、施設の運営を担う。
- ・遊び場（アクティブゾーン）の整備費及びテナントの賃料はイオンモール（株）が負担。
- ・学び場（クラフトゾーン）の整備費及びテナント賃料は市が負担（整備費はテナントの賃料に反映して償還払い）

4 運営方法

- ・指定管理者制度による運営。
- ・利用料金制度を導入。（利用料金は指定管理者の収入として処理）
- ・運営の指定管理料と学び場のテナント賃料を市が負担。
- ・白井市との連携協定に基づき共同運営。（白井市より負担金を受領）

5 効果と想定される利用の具体例

■効果

①こどもの成長支援

- ・遊び場を通じた体力向上、学び場を通じた創造性・思考力の育成。

②子育て世帯の負担軽減

- ・天候や季節に左右されず利用でき、保護者の外出先・居場所の選択肢が拡大。
- ・イオンモール内に整備することで、飲食や買い物等の目的を同時に達成できる。

③地域のにぎわい創出

- ・イオンモールと連携することで、利用料金を低額設定にすることが可能となり、利用者や利用回数の増加が見込まれる。

④子育て支援拠点としての機能強化

- ・学びや交流の場として、地域全体で子育てを支える環境づくりを支援することで、子育てしやすいまちとしての市の魅力が向上。

■利用の具体例

◎平日

- ・未就学児と保護者の利用。
- ・市内保育園・幼稚園・認定こども園等の園外保育や悪天候時の代替活動場所。
- ・小学生（高学年）の放課後の活動場所。（要検討）

◎休日

- ・家族単位での利用。
- ・イベント（学び・体験型プログラム）による小学生の利用。

6 全天候型こどもの遊び場の設置及び管理に関する条例骨子（案）

総則

| |
|--|
| 第1条（趣旨） |
| この条例の目的と位置づけを示す条文 地方自治法第244条の2に基づき、全天候型こどもの遊び場の「設置」と「管理運営」に必要な事項を定めることを規定 |
| 第2条（設置） |
| 施設を設置する理由を定める条文 気象条件の変化に対応し、こどもが安心・安全に多様な遊び・学び・交流ができる環境を確保し、子育て家庭の負担軽減を図ることを目的として、市が遊び場を設置することを規定 |
| 第3条（名称及び位置） |
| 施設の正式な名称と所在地を明確にする条文 |
| 第4条（事業） |
| 遊び場が提供する機能・事業内容を列挙する条文 運動・創造活動・その他必要な事業の3区分で規定 |

指定管理者制度

| |
|---|
| 第5条（指定管理者による管理） |
| こどもの遊び場は指定管理者に管理を行わせることを定める条文 |
| 第6条（指定管理者が行う業務） |
| 指定管理者が担う具体的な業務（利用許可、料金徴収、維持管理など）を定める。 また、関連条文の「市長」を「指定管理者」と読み替える規定も含む。 |
| 第7条（指定管理者の指定の申請） |
| 指定管理者としての指定を受けたい者が提出すべき書類（事業計画書など）を定める条文 →提出書類の詳細は規則に委任 |
| 第8条（指定管理者の指定等） |
| 指定管理者を選定する基準、市議会の議決を経て指定する手続き、告示の義務などを規定 |
| 第9条（事業報告書の作成及び提出） |
| 指定管理者が年度終了後に提出する義務のある事業報告書の内容と提出期限を定める。 |
| 第10条（業務報告の聴取等） |
| 市長が必要に応じて報告を求めたり調査・指示を行えることを定める条文 |
| 第11条（申請の内容の変更等） |
| 申請書の内容変更・指定辞退の手続き、その際の市長承認や告示について規定 →「軽微な変更」の範囲は規則に委任 |
| 第12条（指定の取消し等） |
| 不適切な管理などの場合に市長が指定を取り消したり、業務停止を命じることができる規定 指定取消し等によって指定管理者に損害が生じて市は賠償責任を負わないことも定める。 |

利用管理

| |
|--|
| 第 13 条（開館時間） |
| 基本の開館時間（10 時～20 時）を定める。 指定管理者による変更には市長承認が必要 |
| 第 14 条（休館日） |
| 施設（イオンモール）の休館日に準じることを基本とし、必要に応じて臨時休館を設けることができる旨を規定 |
| 第 15 条（利用できる者の範囲） |
| 利用対象者を具体的に定める条文です。 「こども」の利用を基本とし、利用にあたっては保護者等の同伴必須 ■利用対象者 ・0 歳～小学生（12 歳に達する年度末まで）の「こども」 ・市長が特に必要と認めた者 ■保護者等の同伴 原則：18 歳以上の大人が必要 ※「高校生年代」は除外（親権者の場合はこの限りでない。） ■中学生以上の扱い ・利用対象外とする |
| 第 16 条（利用区分及び利用時間） |
| 1 回 90 分を基本とする利用区分を定め、市長判断で区分を設けない運用や時間変更が可能であることを規定 →利用区分等の詳細は規則に委任 ■基本運用（標準） 1 クール 90 分 × 1 日 5 クール ※クール間に 30 分の入替（清掃・点検等） ■クール例 1) 10:30～12:00 2) 12:30～14:00 3) 14:30～16:00 4) 16:30～18:00 5) 18:30～20:00 ■柔軟運用 混雑状況等により時間区分の変更や「フリー利用（90 分に縛られない利用）」も可能に（市長判断） |
| 第 17 条（利用の許可） |
| 利用には事前に指定管理者の許可が必要であることを規定 |
| 第 18 条（利用の制限） |
| 安全や秩序を損なうおそれがある場合、利用を許可しないことを定める。 |
| 第 19 条（利用許可の取消し等） |
| 利用者が規則違反等を行った場合、許可の取り消しや利用停止ができる旨を規定 |
| 第 20 条（利用権の譲渡等の禁止） |
| 利用権の転貸や譲渡を禁止する規定 |

利用料金

第 21 条（利用料金）

利用料金の上限額（別表）を踏まえ、指定管理者が市長承認を得て料金を設定することを規定
→時間変更時の料金算定基準等は規則に委任

①こども（上限額）：市内（500 円以内）・市外（2,000 円以内）

②保護者等（上限額）：市内（500 円以内）・市外（2,000 円以内）

- ・白井市民は市内扱い（包括連携協定の連携事業として共同利用を図る。）
- ・混雑緩和等のため、曜日・時間帯で料金差をつけることは可能

※指定管理者が柔軟に料金設定できるようにすることで、混雑対策や運営効率の向上を図る。

第 22 条（利用料金の減免）

特別な理由がある場合の減免規定

→減免の具体的基準や手続は規則に委任

■減免対象

- ・0 歳児 ・ 障害者手帳所持者 ・ その保護者等 1 名 ・ 生活保護世帯
- ・市長が定める基準に該当する者 ・ 市外利用者にも同様に適用

第 23 条（利用料金の還付）

原則還付しないが、指定管理者の判断で一部・全部を還付できることを規定

→還付の取扱いは規則に委任

雑則

第 24 条（損害賠償）

利用者が施設等を汚損・損傷させた場合の原状回復義務・損害賠償義務を規定

第 25 条（秘密保持義務）

個人情報や施設運営上知り得た秘密の保持義務を定める。

第 26 条（市による管理）

指定管理者が置けない場合、市が直接管理を行うことを規定し、その際の読み替え規定も定める。

第 27 条（委任）

細部の運用は規則に委任する旨を規定

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 こどもの遊び場に係る指定管理者の募集、選定、指定その他これらに関し必要な行為は、この条例施行前においても行うことができる。

別表（第 21 条関係）利用料金の上限額

| 区分 | 単位 | 利用料金 | |
|------|---------------|---------|-----------|
| | | 市内（上限） | 市外（上限） |
| こども | 1 人 1 回（90 分） | 500 円以内 | 2,000 円以内 |
| 保護者等 | 1 人 1 回（90 分） | 500 円以内 | 2,000 円以内 |

7 今後の予定

- ・令和 8 年 4 月 パブリックコメントの実施
- ・令和 8 年 5 月 法令審査委員会に諮る
 - 全天候型こどもの遊び場の設置及び管理に関する条例の制定
 - 全天候型こどもの遊び場の設置及び管理に関する条例施行規則の制定
- ・令和 8 年 6 月 制定条例（案）を議会提出
- ・令和 8 年 7 月 制定条例及び条例施行規則公布
- ・令和 8 年 8 月 指定管理者の公募
- ・令和 8 年 11 月 指定管理者候補者の選定
- ・令和 8 年 12 月 指定管理者の指定（案）を議会提出
補正予算（案）を議会提出
- ・令和 9 年 1 月 指定管理者との協定締結
- ・令和 9 年 3 月 遊び場の整備完了、プレ運用開始
- ・令和 9 年 4 月 制定条例及び条例施行規則施行
- ・令和 9 年 4 月 条例に基づく運用開始